

○財務省告示第二百十号

大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する関税定率法第八条第五項に規定する調査開始の件（令和七年八月十三日財務省告示第二百二十二号）で告示した関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第五項の調査において、大韓民国及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板について、同条第九項に規定する不当廉売がされた貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することについての決定がされたので、不当廉売関税等に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第十三条の二の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年七月二十四日

財務大臣 片山さつき

一 調査の対象となる貨物（以下「調査対象貨物」という。）の品名、銘柄、型式及び特徴

（一） 品名 溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板

（二） 銘柄及び型式 次のイ又はロに掲げる物品

イ 鉄又は非合金鋼のフラットロール製品に溶融亜鉛めっきしたものであつて、商品の名称及び分類についての統一システム（HS）の品目表（以下「HS品目表」という。）第七二一〇・四九号又は第七二一二・三〇号に分類されるもの。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

（イ） 波形にしたもの

（ロ） 合金化溶融めっきのもの（めっき層の鉄の含有量がめっき層の全重量の七・〇パーセント以上の均質な合金のものに限る。）

（ハ） めっき層において、マグネシウムの含有量がめっき層の全重量の二・〇パーセント以上のものであつて、アルミニウムの含有量がめっき層の全重量の五・〇パーセント以上のもの

（ニ） めっき層において、アルミニウムの含有量がめっき層の全重量の四・〇パーセント以上のものであつて、マグネシウム及びニッケルを含むもの

ロ ステンレス鋼以外の合金鋼のフラットロール製品（溶融亜鉛めっきする前のものに限る。以下「母材」という。）に溶融亜鉛めっきしたものであつて、母材におけるマンガン、ほう素又はチタンのいずれかの含有量が母材の全重量に対してHS品目表第七二類の注1(f)に掲げる割合以上のものである

り、マンガン、ほう素及びチタン以外の元素の含有量が母材の全重量に対して同表第七二類の注1(f)に掲げる割合未満のもの。HS品目表第七二五・九二号又は第七二六・九九号に分類される。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

(イ) 波形にしたもの

(ロ) バイメタル（張合せ加工を行ったもので、ニッケルの含有量が全重量の一〇パーセントを超えるものに限る。）

(ハ) 合金工具鋼のもの

(ニ) 高速度鋼のもの

(ホ) 合金化溶融めっきのもの（めっき層の鉄の含有量がめっき層の全重量の七・〇パーセント以上の均質な合金のものに限る。）

(ヘ) めっき層において、マグネシウムの含有量がめっき層の全重量の二・〇パーセント以上のものであつて、アルミニウムの含有量がめっき層の全重量の五・〇パーセント以上のもの

(ト) めっき層において、アルミニウムの含有量がめっき層の全重量の四・〇パーセント以上のもので

あつて、マグネシウム及びニッケルを含むもの

- (三) 特徴 表面に溶融亜鉛めっきを施すことで優れた防錆機能が付加された鋼帯及び鋼板であり、主にガードレールや住宅、フェンス等の建材や冷蔵庫等の電気機器の部品を製造するための原料として使用される。

二 調査対象貨物の供給者及び供給国

- (一) 調査当局が知り得た大韓民国（以下「韓国」という。）の供給者

- (1) 株式会社ポスコ (POSCO Co., LTD.) （以下「POSCO」という。）
- (2) 現代製鉄株式会社 (Hyundai Steel Company)
- (3) 株式会社東国製鋼 (DONGKUK STEEL MILL CO., LTD.)
- (4) KG スチール株式会社 (KG Dongbu Steel Co., Ltd.) （以下「KG」という。）
- (5) GS GLOBAL Corp.
- (6) HYOSUNG TNC CORPORATION
- (7) SW CO., LTD.

- (8) SeAH Coated Metal Corporation
- (9) Samsung C&T Corporation
- (10) Dongkuk Coated Metal Co., Ltd.
- (11) POSCO Steeleon Co., Ltd.
- (12) POSCO International Corporation
- (13) HANWA (KOREA) CO., LTD.
- (14) Hyundai Group Co., Ltd.
- (15) STINKO Co., Ltd.
- (16) 韓国 JFE 商事会社

(二) 調査当局が知り得た中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）の供給者

- (1) 中国宝武鋼鉄集团有限公司
- (2) 河鋼集团有限公司

- (3) 鞍鋼集團有限公司
- (4) 包頭鋼鐵（集團）有限責任公司
- (5) 湖南鋼鐵集團有限公司
- (6) 天津市德材冷軋板業有限公司
- (7) 馬鞍山鋼鐵股份有限公司
- (8) 鞍鋼股份有限公司（以下「鞍鋼」という。）
- (9) 江陰宗承鋼鐵有限公司
- (10) 武漢鋼鐵有限公司
- (11) 山東科瑞鋼板有限公司
- (12) 內蒙古包鋼鋼連股份有限公司
- (13) 湖南華菱漣源鋼鐵有限公司（以下「湖南」という。）
- (14) 山東匯堯彩鋼有限公司
- (15) 福建凱景新型科技材料有限公司

- (28) (27) (26) (25) (24) (23) (22) (21) (20) (19) (18) (17) (16)
- 宝山钢铁股份有限公司
- 宝钢湛江钢铁有限公司
- 烨辉（中国）科技材料有限公司
- 日照钢铁控股集团有限公司
- 江苏刚正薄板科技有限公司
- 邯鄲钢铁集团有限责任公司邯鄲分公司
- 金遠国际金属有限公司
- 臨清市恒泰金属材料有限公司
- 本鋼浦項冷軋薄板有限責任公司
- 天津市德材冷間圧延鋼板工業有限会社
- 本鋼板材股份有限公司
- 包鋼集团国际經濟貿易有限公司
- 冠県創晟新材料有限公司

(29) 內蒙古包鋼稀土鋼板材有限責任公司

(30) 包港展博國際商貿有限公司

(31) 鞍鋼集團香港有限公司

(32) 鞍山鋼鐵集團有限公司

(33) 天津市新天鋼冷延薄板有限公司

(34) 鞍鋼集團國際經濟貿易有限公司

(35) BENXI IRON AND STEEL (GROUP) INTERNATIONAL ECONOMIC AND TRADING CO.,

LTD.

(36) 本鋼集團香港有限公司

(37) 首鋼京唐鋼鐵聯合有限責任公司

(38) 山東鋼鐵集團有限公司

(39) 敬業集團

(40) 鴻基集團

- (41) 山東冠洲股份有限公司
- (42) 阪和（上海）管理有限公司
- (43) 浙江協和集團有限公司
- (44) ZHEJIANG LIANXIN STEEL PLATE TECHNOLOGY CO., LTD.
- (45) 杭州杭鋼對外經濟貿易有限公司
- (46) 道富（香港）有限公司
- (47) 東阿鼎鑫華環保科技有限公司
- (48) Bengang Steel Group Company., Ltd.
- (49) 天津軋一冷軋薄板有限公司
- (50) GUANXIAN CHUANGYU NEW MATERIALS CO., LTD.
- (51) 首鋼集團有限公司
- (52) 三井物產（香港）有限公司
- (53) BAO HUA STEEL INTERNATIONAL PTE. Limited

(54) 本溪鋼鉄

(三) 供給国 韓国及び中国

三 調査の対象となる期間

- (一) 不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項 令和六年一月一日から令和六年十二月三十一日まで（ただし、不当廉売関税等に関する政令（以下「令」という。）第二条第三項に規定する特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実（以下「市場経済の条件が浸透している事実」という。）に関する事項については、生産者の会社設立の時から令和六年十二月三十一日まで）

- (二) 不当廉売がされた調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実に関する事項 令和四年四月一日から令和七年三月三十一日まで

四 調査により判明した事実及びこれにより得られた結論

- (一) 不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実

不当廉売差額は、輸出国における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引におけ

る価格その他これに準ずる価格の加重平均（以下「正常価格」という。）と、本邦への輸出のために販売された調査対象貨物の価格の加重平均（以下「輸出価格」という。）との差額とし、不当廉売差額を輸出価格で除して不当廉売差額率を算出することとした。なお、不当廉売差額の算出に当たっては、供給者から提出された証拠に基づき、個々の生産者について算出することとした。ただし、正常価格については、令第二条第三項の規定に基づき、調査対象貨物の生産者が市場経済の条件が浸透している事実があることを明確に示すことができない場合には、中国と比較可能な最も近い経済発展段階にある国（以下「代替国」という。）における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格、代替国から輸出される当該同種の貨物の輸出のための販売価格又は代替国における当該同種の貨物の生産費に当該同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格のいずれかの価格（以下「代替国価格」という。）を用いることとした。

イ 韓国を原産地とする不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実

(イ) 供給者

調査当局が知り得た韓国の供給者（二の（一）に掲げる供給者をいう。以下同じ。）に対して確認票

及び質問状を送付したところ、十一者から調査に協力するとの確認票回答の提出があったが、当該確認票回答を提出した韓国の供給者の数が不当販売差額を個別に決定することが実行可能でないほど多いことから、調査当局は、標本抽出（以下「サンプリング」という。）を実施することとし、調査対象貨物の本邦への輸出量が上位と考えられる生産者である POSCO 及び KG をサンプリングによる調査対象者として選定した。

調査に協力するとの確認票回答の提出があったその他の九者のうち利害関係者ではないことが判明した一者、調査に協力するとの確認票回答の提出があったが調査当局が定めた期限までに調査当局が求めた質問状回答書の提出がなかった生産者一者及び生産を行っていない輸出者五者を除く生産者二者（当該二者を以下「サンプリング調査非対象韓国生産者」という。）は当該調査対象者として選定しなかった。調査に協力するとの確認票回答の提出があったが調査当局が定めた期限までに調査当局が求めた質問状回答書の提出がなかった生産者一者及び調査当局が知り得た韓国の供給者のうちその他の者（以下「非協力韓国供給者」という。）については、調査当局が定めた期限までに調査当局が求めた回答の提出がなく、調査に協力しなかったと認められた。

(ロ) 正常価格

正常価格の算出に当たり、POSCO 及び KG については、提出された証拠及び現地調査の結果を踏まえ、質問状等に対する回答のうち、調査当局がその正確性を確認することができたものを正常価格の算出に用いることとした。

(ハ) 輸出価格

輸出価格の算出に当たり、POSCO については、提出された証拠及び現地調査の結果を踏まえ、質問状に対する回答のうち、調査当局がその正確性を確認することができたものを輸出価格の算出に用いることとした。KG については、提出された証拠及び現地調査の結果を踏まえ、質問状に対する回答を輸出価格の算出に用いることとした。

(ニ) 不当廉売差額率

正常価格と輸出価格との比較により不当廉売差額率を算出した結果、POSCO を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については三十二・四九パーセント、KG を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については四十二・六九パーセントであった。サンプリング調査非対象韓国生

産者を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については、サンプリング調査対象者の不当廉売差額率の加重平均である三十四・二二パーセントを適用した。非協力韓国供給者及び調査当局が知り得なかった韓国の者を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については、知ることができた事実に基づき算出することとし、KGを供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率と同率を適用した。

(ホ) 結論

以上から、韓国を原産地とする不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実が推定された。

ロ 中国を原産地とする不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実

(イ) 供給者

調査当局が知り得た中国の供給者（二の二に掲げる供給者をいう。以下同じ。）に対して確認票及び質問状を送付したところ、十四者から調査に協力するとの確認票回答の提出があったが、当該確認票回答を提出した中国の供給者の数が不当廉売差額を個別に決定することが実行可能でないほど多いことから、調査当局は、サンプリングを実施することとし、調査対象貨物の本邦への輸出量

が上位と考えられる生産者である鞍鋼及び湖南をサンプリングによる調査対象者として選定した。

調査に協力するとの確認票回答の提出があつたその他の十二者のうち調査に協力するとの確認票回答の提出があつたが調査当局が定めた期限までに調査当局が求めた質問状回答書の提出がなかった生産者一者及び生産を行っていない輸出者三者を除く生産者八者（当該八者を以下「サンプリング調査非対象中国生産者」という。）は当該調査対象者として選定しなかった。調査に協力するとの確認票回答の提出があつたが調査当局が定めた期限までに調査当局が求めた質問状回答書の提出がなかった生産者一者及び調査当局が知り得た中国の供給者のうちその他の者（以下「非協力中国供給者」という。）については、調査当局が定めた期限までに調査当局が求めた回答の提出がなく、調査に協力しなかったと認められた。

(ロ) 正常価格

正常価格の算出に当たり、調査当局が知り得た供給者に質問状等を送付したところ、当該供給者が市場経済の条件が浸透している事実を明確に示すことができたとは認められなかった。このため、正常価格算出のために代替国価格を用いることとした。

(ハ) 輸出価格

輸出価格の算出に当たり、鞍鋼については、提出された証拠及び現地調査の結果を踏まえ、質問状に対する回答を輸出価格の算出に用いることとした。湖南については、提出された証拠及び現地調査の結果を踏まえ、質問状に対する回答のうち、現地調査で正確性を検証することができたものを用いることとした。

(二) 不当廉売差額率

正常価格と輸出価格との比較により不当廉売差額率を算出した結果、鞍鋼を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については六十三・九五パーセント、湖南を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については六十八・六七パーセントであった。サンプリング調査非対象中国生産者を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については、鞍鋼を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率と同率を適用した。非協力中国供給者及び調査当局が知り得なかった中国の者を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率については、知ることができた事実に基づき算出することとし、湖南を供給者とする調査対象貨物の不当廉売差額率と同率を適用した。

(ホ) 結論

以上から、中国を原産地とする不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の事実が推定された。

(二) 不当廉売がされた調査対象貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

本邦における溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板の需要が調査対象期間を通じて減少する中、調査対象期間において、不当廉売がされた調査対象貨物の輸入量は増加傾向にあった一方、本邦において生産された同種の貨物（以下「本邦産同種の貨物」という。）の販売量は減少傾向となり、これを反映して本邦産同種の貨物の市場占拠率は低下した。調査対象貨物と本邦産同種の貨物は高い代替性を有しており、産業上の使用者が購入先の選定の際に、価格の重要性を高く評価している中、調査対象貨物は本邦産同種の貨物を常に下回る価格で販売されていた。本邦の産業において、安価な調査対象貨物の影響により取引先との販売機会を失うといった事例が生じているほか、本邦産同種の貨物の販売先を維持又は確保するべく、製造原価の減少分以上の国内販売価格の引き下げを強いられ、また、取引先からの調査対象貨物を引き合いとした価格に関する要求に応じることができず、販売量を減少させてきた結果、利潤の低下がもたらされ、その他の指標も悪化したと認められる。以上から、不当廉売がされた調査対象貨物の

輸入が本邦の産業に対し、実質的な損害を与えたと推定された。

五 その他参考となるべき事項

(一) 調査により判明した事実に係る令第十条第三項の規定による証拠の提出又は令第十二条の二第二項の規定による意見の表明についてのそれぞれの期限

イ 証拠の提出についての期限 令和八年八月七日

ロ 意見の表明についての期限 令和八年八月七日

(二) 上記(一)により提出された証拠又は表明された意見に対する令第十条第三項の規定による証拠の提出又は令第十二条の二第二項の規定による意見の表明についてのそれぞれの期限

イ 証拠の提出についての期限 令和八年八月二十八日

ロ 意見の表明についての期限 令和八年八月二十八日

(三) 証拠の提出又は意見の表明の宛先 東京都千代田区霞が関三丁目一番一号 財務省関税局関税課特殊

関税調査室

(四) 本調査は日本語で実施することから、証拠の提出又は意見の表明は日本語の書面により行うものとする

る。ただし、これらに添付する資料の原文が日本語以外の言語によるものである場合は、当該原文に加え日本語の翻訳文を添付するものとする。

- (五) 不当廉売がされた貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することについての決定の基礎となった事実の詳細を記載した報告書は、財務省及び経済産業省のホームページで入手することができる。